令和５年５月２日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省等からの通知につき、日本医師会より連絡がありました。

同通知は、社会福祉施設等に対し、施設内における感染症若しくは食中毒及びそれらの疑われる状況の発生に備え、「発生時の報告・指示、地域の医療機関等との連携、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等の記録等の体制整備」、また、「職員の健康管理の徹底と職員や来訪者の健康状態を踏まえた利用者との接触の制限等の措置」、「職員及び利用者への衛生教育の徹底」、「職員に対する衛生管理に関する研修の定期的な開催」等を求めるものです。

また、社会福祉施設等の施設長は、「同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間内に２名以上発生した」、「同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した」または「通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた」場合は、市区町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、「感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況」等を報告するとともに、併せて保健所に報告、指示を求めるなどの措置を講じ、患者の診察医等と連携の上、「血液、便、吐物等の検体の確保」に努めるよう依頼しています。

今回の改正により、本通知の対象となる社会福祉施設等は下記のとおりとされております。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

○介護・老人福祉関係施設：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、老人福祉センター、認知症グループホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、介護医療院

○保護施設：救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設

○ホームレス関係施設：ホームレス自立支援センター、緊急一時宿泊施設

○その他施設：社会事業授産施設、無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設含む）、隣保館、生活館

○児童・婦人関係施設等：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園（幼保連携型・幼稚園型については、学校保健安全法第18条（保健所との連絡）等の規定にも留意すること）、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童相談所一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所

○障害関係施設：障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く）、障害者支援施設、福祉ホーム、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、盲人ホーム

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

https://www.med.or.jp/login.html

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ＩＤ等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）